

津市消防本部消防活動用空地に関する基準

制定 平成 2 5 年 3 月 1 5 日 消防 3 9 1 号

1 目的

この基準は、津市消防本部における開発行為指導要領（平成 1 8 年津市消防本部訓第 4 1 号）に定められた消防活動用空地について、技術的な基準を定め設計の指針を示すための技術的な基準を定めるものとする。

2 進入路

- (1) はしご車進入路の幅は、取付道路の幅員に応じて、次表の値を確保すること。

ただし、はしご車の回転を容易にするため、すみ切りを設ける場合で、切取線とはしご車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度が等しく、かつ切取線の長さが 2 m 以上のときは、次表のはしご車の進入口の幅員から 1 m を差し引いた値以上とすることができる。

取付道路の幅員 (m)		進入路の幅員 (m)
4. 0 以上	4. 5 未満	1 3. 0 以上
4. 5 以上	5. 0 未満	1 2. 0 以上
5. 0 以上	5. 5 未満	1 1. 0 以上
5. 5 以上	6. 0 未満	1 0. 0 以上
6. 0 以上	6. 5 未満	9. 0 以上
6. 5 以上	7. 0 未満	8. 0 以上
7. 0 以上	8. 0 未満	7. 0 以上
8. 0 以上	9. 0 未満	6. 5 以上
9. 0 以上	1 0. 0 未満	6. 0 以上
1 0. 0 以上		5. 5 以上

- (2) 進入路の勾配は、6 % 以下とすること。
- (3) 進入路の最小幅員は、原則として 3. 5 m 以上とすること。
- (4) 進入路の構造は、はしご車の総重量に耐える構造とすること。
- (5) 進入口には原則としてくぐり等を設けないこと。やむを得ずくぐり等を設けるときは、その直下の地盤面から 4 m 以上の高さであること。

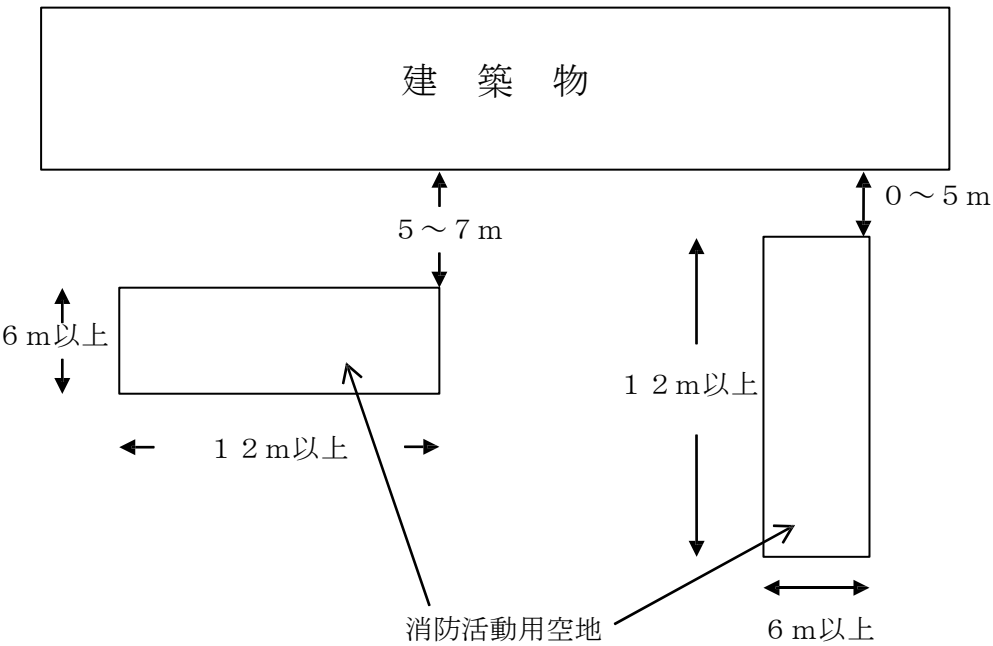
3 設置位置

- (1) 消防活動用空地は、原則としてバルコニー側に設置すること。
- (2) 消防活動用空地の形状は、一辺が 6 m 以上、他辺が 1 2 m 以上の長方形とし、別図 1 に示す「消防活動用空地の設置基本図」に基づき、建物との間隔を確保すること。

- (3) 設置位置の構造は、原則として進入路の構造に準じ、かつ地盤支持力がジャッキ荷重に耐える構造とすること。
- (4) 設置位置の縦・横断勾配は、はしご車の傾斜矯正の範囲を超えないこと。
- (5) 設置位置の地下には、ガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。ただし、補強策を講じた場合は、この限りでない。
- (6) 設置位置及びその周辺の上空には、はしご車のはしご架てい及び旋回に支障となる工作物等を設置しないこと。
- (7) 設置位置には、別図 2 に示す「消防活動用空地の標識詳細図」に基づく標識の設置又は消防活動用空地（駐車禁止等）の路面表示を行うこと。

4 附則 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別図 1 消防活動用空地の設置基本図



別図 2 消防活動用空地の標識詳細図

